

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 関係政令の整備

一 建築士法施行令の一部改正

設計受託契約等に係る重要事項説明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めるものとする事。 (第一条関係)

二 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令の一部改正

保証金の支払請求に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めるものとする事。 (第二条関係)

三 土地区画整理法施行令の一部改正

土地区画整理組合の理事等の解任請求書に添付する署名簿への押印を要しないものとする事。

(第三条関係)

四 建設業法施行令の一部改正

1 建設工事の見積書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めるものとする。

2 特定専門工事の承諾に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めるものとする。

(第四条関係)

五 都市再開発法施行令の一部改正

市街地再開発組合の理事等の解任請求書に添付する署名簿への押印を要しないものとする。

(第五条関係)

六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百九条の規定による土地区画整理法の規定を適用する場合の技術的読替えを定めるものとする。

(第六条関係)

七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正

解体工事等に関する発注者への説明書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めるものとする。

(第七条関係)

八 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正

管理業務主任者が交付する管理受託契約に係る重要事項説明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めるものとする事。
(第八条関係)

九 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正

マンション建替組合の役員等の解任請求書に添付する署名簿への押印を要しないものとする事。

(第九条関係)

第二 附則

この政令は、令和三年九月一日から施行するものとする事。

(附則関係)